

I 事業報告

【総括】

第 9 期にあたる平成 30 年度の事業報告は、以下のとおりである。

平成 30 年度事業計画の通り、草の根育成助成事業を行った。

公 1 医療・福祉分野では、第 16 回選考委員会にて承認された 10 事業に対して内定した 5948 千円の助成予定金から 3,666,500 円(内、224,500 円は事前交付 1 件に対する最終助成金交付金額)を交付し、1 事業については活動支援のためのテント 2 張り(199,173 円相当)を贈った。

公 2 スポーツ分野では、同じく承認された 6 事業に対し内定した 1799 千円の助成予定金から 1357 千円を交付した。

また、「2019 年草の根育成助成」については、さらなる助成の拡充を図りながら当法人が定款第 4 条に定める(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者、生活困窮者若しくは事故、災害、犯罪等による被害者の支援を目的とする事業又はそれを助成する事業
- (2) 高齢者の福祉の増進を目的とする事業又はそれを助成する事業
- (3) 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業又はそれを助成する事業
- (4) 児童・青少年の健全な育成を目的とする事業又はそれを助成する事業
- (5) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、若しくは豊かな人間性を涵養することを目的とする事業又はそれを助成する事業
- (6) 文化及び芸術振興を目的とする事業又はそれを助成する事業
- (7) 地域社会の健全な発展を目的とする事業又はそれを助成する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は東京都において行うものとする。(条文抜粋)

に照らした新規事業の計画につながる公 1・公 2 分野の統合と助成分野の拡大を図り、「2019 年草の根育成助成」とした。

「2019 年草の根育成助成」事業は、第 17 回選考委員会及び第 18 回選考委員会での審議の結果、29 事業の申請を受け、19 事業を採択した。採択された事業の分野別の数は、(1)が 1 事業(2)が 2 事業(3)が 2 事業(4)が 3 事業(5)が 7 事業(6)がなし(7)が 4 事業であった。内定した助成金額の総計は 4553 千円とした。8 月には、今年初めて助成先となった団体の担当者を招き、個別面談を実施し協力関係の強化を図るとともに事業視察を行っている。

その結果、当財団が目的とする「子どもから高齢者まで 市民一人ひとりが自立(自律)し、それら各人が互いに尊重し、助け合い、共に生き生きと暮らす社会を築き、より心豊かな市民生活が実現する」ための助成先の活動分野は拡大することができた。しかし、内定額と実際に交付する助成金額にはどうしても差額は生じる。よって、公益目的事業に特定されている資金のさらなる活用を進めることが求められる。これからも、草の根育成助成の実際から、人とのつながり・交流と展開をさらに拡大深化させ、合わせて新規事業の計画に着手した。

よって、令和 1 年度事業計画と予算では、2019 年草の根育成助成の実施に加え資金調達及び設備投資見込みとして「土地建物の取得計画あり」として理事会決議した。

【平成 30 年度草の根育成助成分野別報告（医療・福祉分野）】

本事業は、昨年度同様に医療・福祉分野において社会問題解決の為に活動している団体が行う事業に助成し、地域社会の福祉増強に寄与することを目的として実施した。

申請及び採択・交付：

(単位 円)

	申請件数	申請額	内定件数	内定額	交付金額
平成 30 年度	13	5,904,985	10	5,948,000	3,666,500

*申請 13 件中 3 件は不採択。

【助成先団体名と事業名】

SAKURA RIBBON 女性ががん患者のためのヨガ教室「さくらキャンサーヨガ」

MUKU まちといろのワークショップ

being doing 自転車修理ワークショップ

ハーモニークラブ 多世代コミュニティスペース「ハーモニーカフェ」

よりみち～こころとことばの教室 よりみち～こころとことばの教室

ハンズ・プレイス ハンズプレイス・カフェ(体操教室)

ヒューマンサポートネット 外出困難者向けノルディック・ウォーキング教室

日本助産師会東京都支部三鷹市助産師会 産後ヨガ

stand up for multi colors social café 事業

母と子のセンター サイコシス・ASD のための日帰りレスパイト(保養)

【平成 30 年度草の根育成助成分野別報告分野別報告（スポーツ分野）】

本事業は、スポーツ分野を通して地域にコミュニティの再生や活性化を図り、地域社会の問題を解決していくための活動をしている団体が行う事業に助成し、地域での生活が少しでも快活で幸福に結びつくことに寄与することを目的として実施した。

申請及び採択・交付：

(単位 円)

	申請件数	申請額	内定件数	内定額	交付金額
平成 30 年度	7	1,799,000	6	1,799,000	1,357,000

*申請 7 事業のうち 1 事業はその後申請辞退

【助成先団体と事業名】

青い空みらいクラブ	子育て広場「ペンギン広場」
たたいて健康	太鼓たたいて健康に!
Winds Formula Association	モータースポーツを通じて発達障害を持つ方との交流を図るイベント
府中 de ボッチャ	ボッチャ体験会
調布市ハンドボール連盟	中学生ハンドボールクラブの立ち上げ、運営
どんぐりの会	めざせ、助け合う地域!

【平成 30 年度 草の根育成助成 募集要項】 転載

平成 30 年草の根育成助成

募集要項

公益財団法人草の根事業育成財団（以下、当財団）は、様々な社会問題を解決する諸団体と協働し、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが心豊かな市民生活を実現するために助成をする財団法人です。平成 30 年は下記の通り助成対象事業を募集します。

1. 助成対象事業

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに東京都内で行われる事業で下記分野に属する事業

【医療・福祉分野】

医療・看護・介護・福祉領域の地域課題を解決するための取り組み

【スポーツ・コミュニティづくり分野】

運動・スポーツ（踊りやダンスなどの祭りを含む）・健康づくりを通じた地域の課題への取り組み

2. 募集対象者（応募資格）

東京都内に拠点を有する非営利の法人（NPO 法人、社団法人、財団法人等）及び任意団体

3. 対象となる助成期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

4. 助成額

1 事業あたり 100 万円を上限とします。

5. 助成対象経費と補助率

申請内容により異なります。フローチャートにてどの事業に該当するかご確認ください。

A. 連続開催事業助成

対象経費：備品購入費のみ 補助率：80%

B. 新規連続開催事業助成

対象経費：事業に直接関係する全ての経費 補助率：60%

C. 継続イベント事業助成

対象経費：事業に直接関係する全ての経費 補助率：30%

D. 新規イベント事業助成

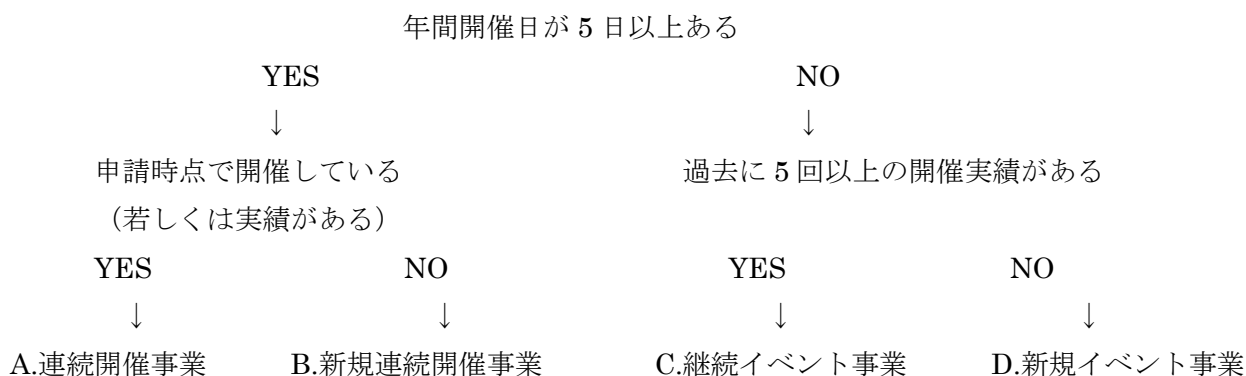
対象経費：事業に直接関係する全ての経費 補助率：60%

E. 上記 A～D に共通した物品支援助成

対象経費：当財団からの支援物品(簡易テント)制作経費 補助率：100%

※全ての経費・・・人件費、交通費、宿泊費、会場費、制作費、備品購入費、消耗品費、広告宣伝費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、委託費、保険料、その他必要経費

【フローチャート】



6. 申請方法

(1) 申請書類

所定の「平成 30 年草の根育成助成交付申請書」をご使用ください。

※当財団のホームページからダウンロードできます。(5 月 1 日公開予定)

(2) 申請手順

①当財団のホームページから募集要項、交付申請書、申請書記入要領、草の根育成助成の手引きなど必要書類をダウンロードしてください。

②手引きに沿って必要書類を作成してください。

③必要書類を当財団宛に郵送し、併せて E メールにてご提出ください。

※インターネット環境のない方は電話でお問い合わせください。

7. 問い合わせと申請受付期間

【募集問い合わせ期間】

平成 30 年 4 月 16 日～6 月 2 日

【申請受付期間】

平成 30 年 6 月 4 日～6 月 11 日(消印有効 E メールは必着)

8. 選考方法及び採否の通知

申請受付後、必要事項のチェックののち「草の根育成助成選考委員会」による審査選考を踏まえ、平成 30 年 8 月上旬に採否結果を通知します。

9. 選考基準

- ・ 地域の問題を適切に捉えているか。
- ・ 問題解決のために適切な事業計画となっているか。
- ・ 本事業を進める団体として適切か。
- ・ 継続的に事業を行うための資金計画となっているか。
- ・ 他の地域や団体への波及が考えられるか。

10. 助成金の交付方法

原則、事業完了報告書提出の後、助成金額が確定し、1 か月以内に団体指定銀行口座宛に振込みます。

11. 助成対象とならない事業

- (1) 申請団体が主管、主催でない事業
- (2) スポンサー、企業等の宣伝色の強いもの
- (3) 過去 3 年連続で草の根育成助成の助成金を受けている事業
- (4) 10 年以上連続してすでに実施されている事業

12. 審査時に後順位になる事業

- (1) 参加対象者が特定グループや特定者に限定されている事業
- (2) 総事業費が 5,000 千円を超える事業
- (3) 経費の大部分が人件費・交通費に充てられている事業
- (4) 受益者負担の考え方に反する事業
- (5) 各省庁の補助金等、他の助成金を受けて実施される事業
- (6) 営利目的の要素が強い事業

13. その他

- (1) 申請書は返却しませんので、コピーを保管してください。
- (2) 申請後、採否の通知を受けるまでの間に、申請団体・連絡担当者の住所・連絡先等に変更が生じた場合は速やかにご連絡ください。
- (3) 採択された助成事業は当財団のホームページ等を通じて公表しています。予めご承知ください。
- (4) 平成 31 年 5 月に報告交流会を予定しております。奮って参加ください。
- (5) 過去に助成金を交付した事業については過去の報告書も選考資料とさせていただきます。
- (6) 上記 5.E の簡易テントは、大きさが 2 種類あります。

II 事務報告

1. 基本財産

令和 1 年 9 月 30 日現在における当財団の基本財産は次の通りである。

設立時受入額	3 百万円
合 計	3 百万円

2. 役員

代表理事	長谷 方人
理 事	早川 武彦
理 事	新津 ふみ子
監 事	新庄 和彦

令和 1 年 9 月 30 日現在 計 4 名

3. 評議員

三枝 好幸	桜町病院ホスピス科部長
加藤 智弘	株式会社ティー・エム・ケー 取締役営業本部長
白井 久明	弁護士

令和 1 年 9 月 30 日現在 計 3 名

4. 理事会

平成 30 年度における理事会は書面及び電磁的記録を含めて、次のとおり 6 回実施した。

第 25 回理事会

- ・日時：平成 30 年 10 月 26 日（金） 午後 1 時 40 分
- ・場所：調布市布田 エスポアールヴェール 403 号主たる事務室
- ・内容：第 1 号議案 平成 29 年度(第 8 期)事業報告及び決算承認の件
第 2 号議案 印章取扱規程(規程第 11 号)新設の件
第 3 号議案 資金運用規程(規程第 7 号)改定の件
第 4 号議案 債権売却の件
第 5 号議案 定時評議員会招集の件

第 26 回理事会(みなし決議に関する理事会)

- ・日時：平成 30 年 12 月 17 日
- ・提案：理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 長谷方人

- ・書面及び電磁的記録による同意を得た内容：債権購入の件

第 27 回理事会

- ・日時：平成 31 年 2 月 15 日(金)午前 11 時
- ・場所：調布市布田 エスポアールヴェール 403 号主たる事務室
- ・内容：第 1 号議案 2019 年度(第 10 期)事業計画及び予算の立案にあたり必要とされる東京都への変更認定申請の件

第 28 回理事会(みなし決議に関する理事会)

- ・日時：理事会の決議があったものとみなされた日 平成 31 年 3 月 25 日
- ・提案：理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 長谷方人
- ・書面及び電磁的記録による同意を得た内容：債権購入の件

第 29 回理事会(みなし決議に関する理事会)

- ・日時：理事会の決議があったものとみなされた日 平成 31 年 4 月 8 日
- ・提案：理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 長谷方人
- ・書面及び電磁的記録による同意を得た内容：債権購入の件

第 30 回理事会(みなし決議に関する理事会)

- ・日時：理事会の決議があったものとみなされた日 平成 31 年 4 月 25 日
- ・提案：理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 長谷方人
- ・理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
目的事項（決議事項）
平成 31 年 2 月 15 日に主たる事務室において開催した第 27 回理事会の決定に従い進めてきた公益目的事業「草の根育成助成」の助成範囲の再編・拡大について、平成 30 年度事業計画の補正及び補正予算の件

第 31 回理事会(みなし決議に関する理事会)

- ・日時：理事会の決議があったものとみなされた日 令和 1 年 6 月 4 日
- ・提案：理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 長谷方人
- ・理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
第 1 号議案 現任監事の辞任に伴う定款第 25 条に基づく新任監事選任について臨時評議員会を招集する件
新監事候補として新庄和彦税理士を評議員会に諮り、臨時評議員会のみなし決議を提案すること。
第 2 号議案 規程第 10 号 公益財団法人草の根事業育成財団草の根育成助成に関する規程の改定の件

第 32 回理事会

- ・日時：令和 1 年 9 月 27 日(金)午後 1 時

- ・ 場所：調布市布田 エスポアールヴェール 403 号主たる事務室
- ・ 内容：第 1 号議案 2019 年度(第 10 期)事業計画案と資金調達及び設備投資見込みの件
第 2 号議案 令和 1 年度(第 10 期)収支予算案の件
- ・ 代表理事の執務執行についての報告
報告事項 1. 寄付金等取扱規程案について
2. 認定法第 6 条関係確認書案及び認定法第 5 条関係報告書案について

5. 評議員会

平成 30 年度における評議員会は次のとおり 3 回実施した。

第 8 回定時評議員会

- ・ 日時：平成 30 年 11 月 23 日 (木) 午前 10 時 05 分
- ・ 場所：調布市布田 エスポアールヴェール 403 号主たる事務室
- ・ 内容：第 1 号議案 評議員選任の件
第 2 号議案 平成 29 年度事業報告及び収支決算の承認の件
第 3 号議案 理事選任の件
第 4 号議案 資産運用規程(規程第 7 号)改廃の件

みなし決議に関する評議員会

- ・ 日時：評議員会の決議があったものとみなされた日 平成 31 年 3 月 30 日
- ・ 評議員会の決議のあったものとみなされた事項の内容
目的事項(決議事項)
議案 2019 年度(第 10 期)事業計画及び予算の立案にあたり必要とされる東京都への変更認定申請の件

みなし決議に関する評議員会

- ・ 日時：評議員会の決議があったものとみなされた日 令和 1 年 6 月 28 日
- ・ 評議員会の決議のあったものとみなされた事項の内容
目的事項(決議事項)：監事選任の件
当法人の監事成田創史が令和元年 6 月 30 日をもって監事を辞任したいとの申し出があったことから、同日付にて新たに下記の者を監事に選任することとした。
監事候補者 新庄和彦
(税理士、新庄和彦税理士事務所所長)

6. 監査の実施

監事監査

- ・ 日時：平成 30 年 10 月 21 日 (月) 13 時 30 分
- ・ 場所：調布市布田 エスポアールヴェール 403 号主たる事務室
- ・ 監事：成田創史
- ・ 内容：第 8 期事業報告、決算(財務諸表)、収支計算、帳簿、伝票等の監査

7. 株式保有の概要

名称：有限会社 AHK

事務所所在地：東京都調布市調布ヶ丘一丁目 1 4 番地 4

資本金等：金 1 8 0 0 万円

事業内容：有価証券の保有と運用

役員の数及び代表者の氏名：取締役 3 名 代表取締役 長谷方人

従業員の数：なし

当該公益法人が保有する株式の数及び当該営利企業の総株式数に占める割合

：A 種種類株式（無議決権株式） 8 9 9 9 株

総株式に占める割合：4 9. 9 %（但し、議決権はなし）

保有する理由

：上記会社の株主の死去に伴い、平成 2 9 年 3 月 1 日付にて、株式配当金を公益事業に役立てて貰いたいとして遺贈されたため。

当該株式の入手日：平成 2 9 年 3 月 1 日

当該公益法人と当該営利企業との関係

：公益法人の代表理事と上記会社の代表取締役が同一であるが、その他資金、取引等の関係はない。

8. 補足事項

平成 30 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書は「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

以上